



東綾瀬公園マネジメントプラン

令和8年(2026)3月
東京都建設局

はじめに

- I 公園の概要……………2**
 - 1 都市計画の概要
 - 2 開園の概要
 - 3 主な公園施設
 - 4 成り立ち・基本的な性格
 - 5 周辺の土地利用・自然環境
 - 6 利用概況及び特色
 - 7 整備計画等
- II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………5**
 - 1 目指す姿及び重点取組
 - 2 ゾーン別基本方針
- III 図面・写真……………10**
 - 現況平面図
 - 周辺土地利用図(空中写真)
 - 周辺土地利用図(地図)
 - 園内の写真
- IV 資料編……………13**
 - 公園の沿革
 - マネジメントプラン策定履歴
 - 利用状況等データ
 - 主な催し物
 - 主な活動団体
 - 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行います。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

- 名称 東京都市計画公園第5・5・13号東淵江公園
位置 足立区東綾瀬一・二・三丁目、綾瀬三・五・六丁目及び谷中一丁目各地内
面積 17.40ha
種別 総合公園
決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 昭和42年8月15日 建設省告示第2423号

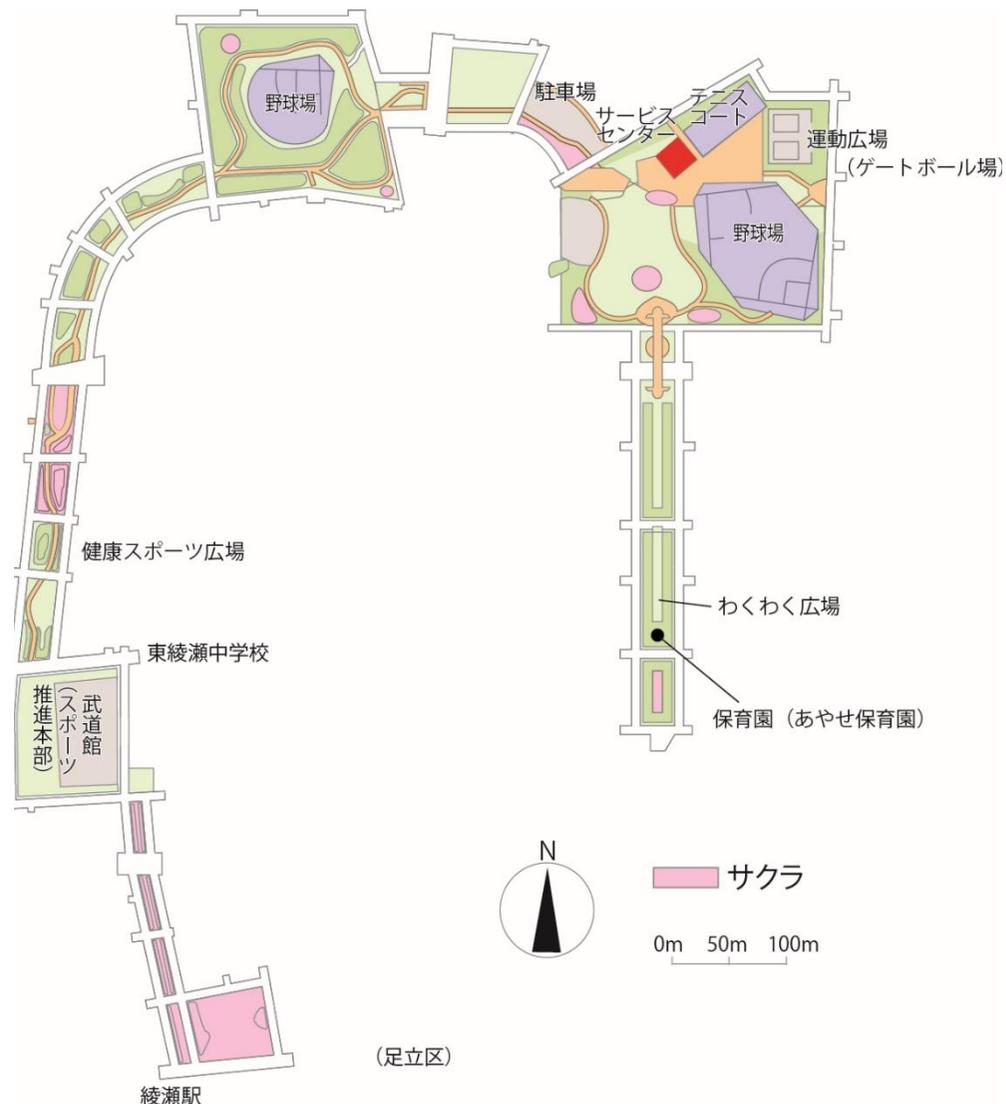
2 開園の概要

- 名称 都立東綾瀬公園 (ひがしあやせこうえん)
開園日 昭和41年7月11日
開園面積 158,969.79㎡ (令和7年11月1日現在)
公園種別 総合公園
所在地 足立区東綾瀬一・二・三丁目、綾瀬三・五・六丁目、谷中1丁目
アクセス JR常磐線・東京メトロ千代田線「綾瀬」、駐車場(有料・24時間)

3 主な公園施設

管理事務所、野球場、テニスコート、運動広場(ゲートボール場)、東京武道館(スポーツ推進本部所管)、東綾瀬公園温水プール(区営)

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、東京都区部北東部に位置する都市計画公園である。区画整理事業から生み出された公園であり、地域の住区基幹公園の機能を持たせるなどの理由から、各住区に広場が点在し、園路により遊歩道的に連絡されている。「三世代スポーツパーク」を公園づくりのテーマとして、各エリアに子どもから高齢者までの各層が気持ちよく感じ、自然に体を動かすことができる施設を配置している。さらに、それぞれの各エリアをつなぐ遊歩道空間が公園全体に一体感を持たせ、公園の連続性や周回性を高めている。

なお、東京都地域防災計画及び足立区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・綾瀬駅周辺は商業地域、東側は第一種中高層住居専用地域、西側は第一種住居地域となっている。
- ・JR常磐線、東京メトロ千代田線の綾瀬駅前に位置しており、公園入口は駅より徒歩1分の距離にある。
- ・本公園のA地区に区立東綾瀬公園温水プールがある。
- ・本公園のO地区に東京武道館がある。
- ・本公園のU地区は綾瀬駅前にあり、ハト広場として区民にコミュニティースペースとして利用されている。

(2)自然環境

- ・地形は全般的に平坦である。
- ・本公園の敷地は、元来水田であったところに盛土を60～100cmほど行ったものである。土壌の状況は、地表から10cm程度は比較的良好であるが、それより深い部分は強く締め固められている。植物の根の生長

の面では好ましくないため、植栽に当たっては客土等を行う必要がある。

- ・盛土下部は、排水が不良であり、地下150cm前後に地下水面がある。
- ・地下水位が高く、雨後は広場などに水が滞留している。
- ・本公園の樹木は、全体的に活力が低い。K～N地区は、比較的土壌が良好なことから、樹木の生長が良い。

6 利用概況及び特色

本公園に多方面の地域から来園することや、ブロック毎の施設がそれぞれ特徴あることから、ブロック毎で平均的に利用されている。

野球場は老朽化しているものの強い利用需要があり、夜間の利用も可能である。U地区は駅前の広場として、昼夜問わず、利用人口が最も多い。ハトが多いことからハト広場と呼ばれている。C地区は東西に公園東綾瀬団地があり、子どもの利用度が高く園内で一番活気があるエリアである。

①せせらぎ（区へ設置許可）

公園西側のF～N地区、R～T地区に花畑川を水源とする東綾瀬せせらぎ水路がある。今ではコイやカルガモ等が棲みついている。

②歩道橋

園内の3ヶ所に形の特徴的な造りの歩道橋がある。河内橋はアルルの跳ね橋風、三牧田橋と北三谷橋は床タイルの模様が美しい。

7 整備計画等

(1)東綾瀬公園の整備計画(昭和 62 年)

公園全体の機能充実を図るための基本的な考え方

- ・スポーツ施設に対する都民ニーズの要請に応えるため、各層が共に気持ちのよい空間で楽しく健康づくりの行える公園として計画テーマ「三世代がスポーツを楽しめる公園」として設定する。
- ・計画地は、逆U字型をした全体として緑のネックレスのような地勢の公園である。このため、全体として一体感を持たせ、有効な公園利用を促すため、公園の連続性、周回性を高める。
- ・既存のサクラを活用し、公園全体をサクラの名所としていくと共に、スポーツ施設の整備に対応し、周辺整備を行う。なお、地元区の水路整備構想と整合を図るなかで、公園内に身近な自然に接することのできる水環境施設の整備を図る。

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

散策や健康づくりの場として、魅力を高めるほか、防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、運動を楽しめる、地域に愛着を持たれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(2) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 災害用トイレの拡充など更なる防災機能の強化に計画的に取り組めます。

(3) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(4) 健康増進に向けた環境の整備

【施策7 笑顔をふやす】

- 高齢者をはじめ誰もが気軽に健康増進を図れるように、公園の特性や利用状況を踏まえ、健康遊具の設置やウォーキングコースの設定等を行います。

(5) インクルーシブな公園の創出

【施策8 つながりをつなぐ】

- 障がいのある子もいない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、子どもたちも参加して企画や設計を進めます。
- だれもが遊べる児童遊具への移動円滑化や近傍トイレのユニバーサルシートの設置など、遊具広場の整備と併せて、ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを進めます。

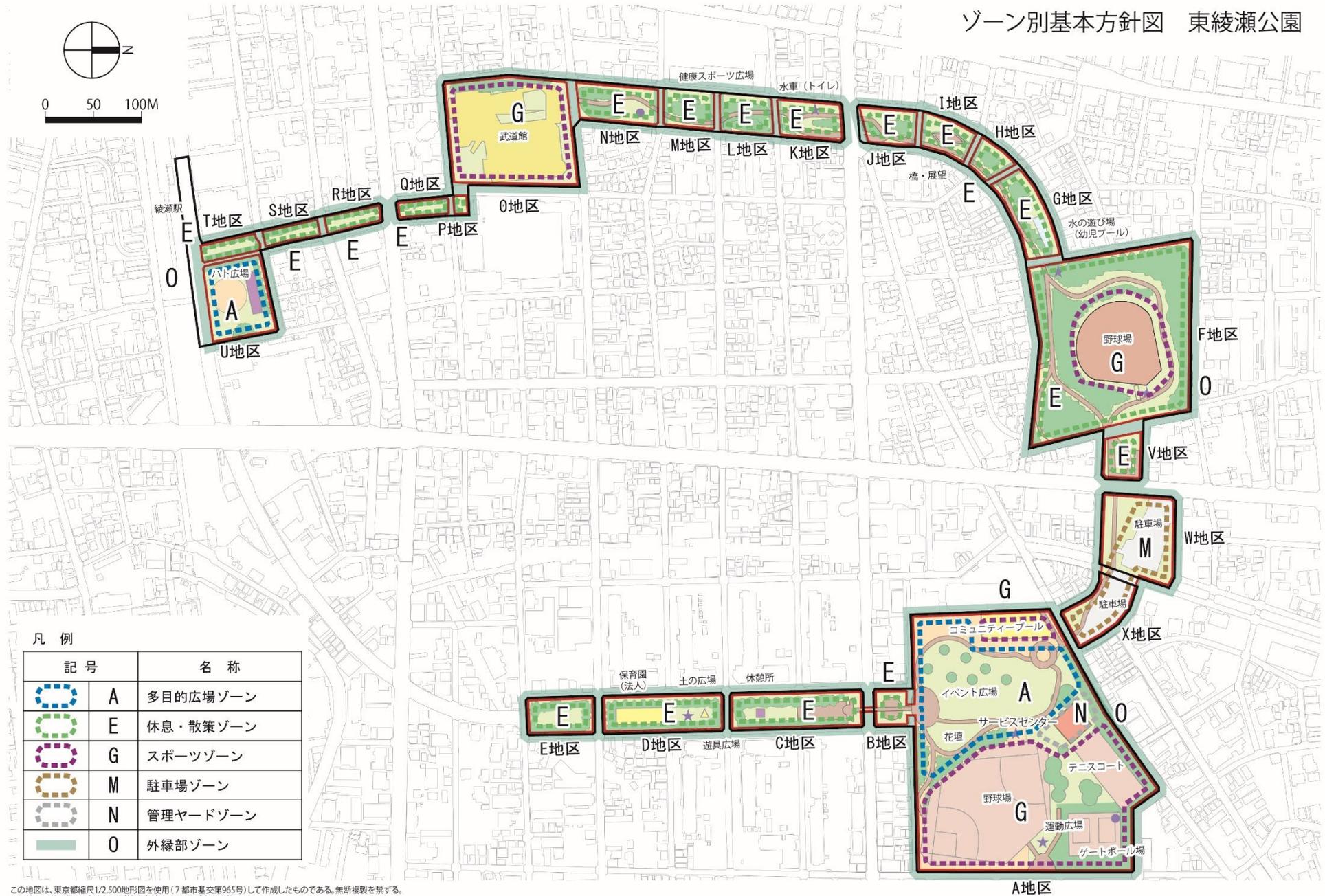
(6) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

【施策 9 施設や空間をかえる】

- だれもが遊べる児童遊具への移動円滑化や近傍トイレのユニバーサルシートの設置など、遊具広場の整備と併せて、ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを進めます。(再掲)

2. ゾーン別基本方針

ゾーン別基本方針図 東綾瀬公園



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント広場などのあるゾーン（A地区） 東西に東綾瀬団地があり、日常的に遊具利用の親子連れ等が主であるが、イベント広場としても利用されており、地域の活動拠点としての利用に対応していく。草地広場については、主に休憩などの憩いの場としての利用に対応していく。 ・ハト広場のあるゾーン（U地区） ハト広場と呼ばれている綾瀬駅前の広場で、絶えず人通りのある賑わいのある広場であり、散策や休憩等の利用のほか、公園で開催される各種イベント会場としての利用にも対応していく。

記号	区分	基本方針
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・草地広場などのあるゾーン（B～E地区） 幼児用遊具施設が園路沿いにあり、地域の親子連れ等の利用が主である。幼児が安心して安全に遊べるように対応していく。 ・野球場を取り囲む樹林のあるゾーン（F地区） 野球場を囲むように桜並木やラクウショウが見どころになっており、樹林の維持管理に努める。 ・せせらぎのあるゾーン（F～N地区） 花畑川を水源とするかつての農業用水が活かされたせせらぎ（区施設）があり、コイが泳いでいる様子やカルガモの孵化等の観察といった利用に対応していく。 ・健康遊具のあるゾーン（L・M・N地区） 樹林に囲まれた園路沿いに健康器具などが点在して配置されている。安全で快適な利用に対応していく。 ・東京武道館へのアプローチとなるゾーン（P～T地区） 水景施設と彫刻（区施設）による演出により、明るい空間になっている。東京武道館へ至る主動線として対応していく。

記号	区分	基本方針
G	スポーツ ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 多様な運動施設のあるゾーン（A地区） 野球場（2面）・テニスコート（4面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。また、ゲートボールのできる運動広場は安全で快適な利用に対応していく。 なお、A地区野球場については、東京都地域防災計画で医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> コミュニティプール（区営）のあるゾーン（A地区） 運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した空間とする。
		<ul style="list-style-type: none"> 野球場のあるゾーン（F地区） 野球場（1面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。 なお、F地区野球場については、東京都地域防災計画で医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。 東京武道館のあるゾーン（O地区） 運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した空間とする。

記号	区分	基本方針
M	駐車場 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場のあるゾーン（W・X地区） 案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。なお、園路との間の植栽帯はボランティアによる花壇整備が行われている。
N	管理ヤード ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務所のあるゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。
O	外縁部 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園は、区画道路等を介して住宅地と接する箇所が多い。そのため、外縁部の植栽等については、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

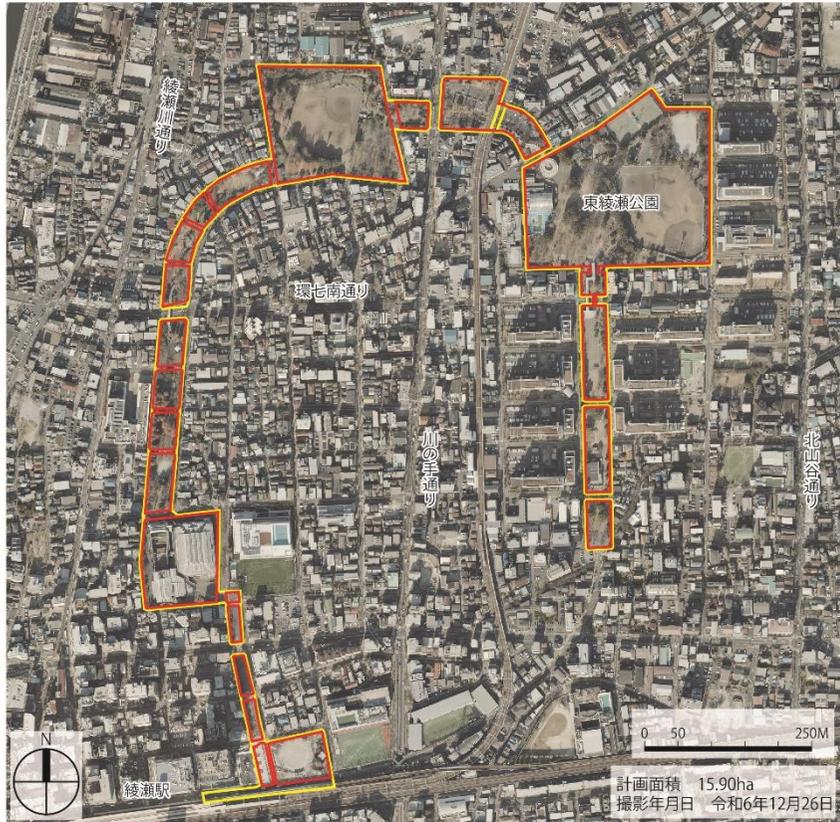
Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)

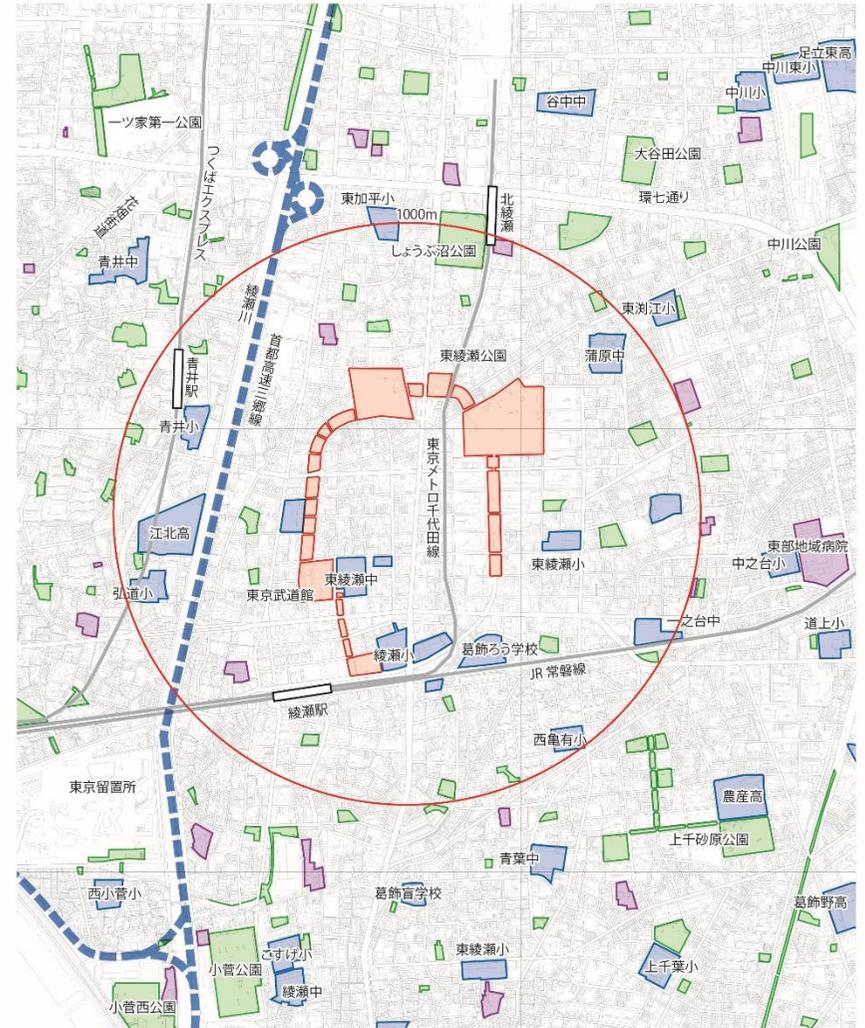
東綾瀬公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)

東綾瀬公園



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



園内の写真



お祭り広場



河内堀



健康運動広場



こどもプール



野球場近くの花壇



わくわく広場

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 18 年 8 月	内務省告示第 522 号「東湊江緑地」として都市計画決定
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 41 年 7 月	北三谷土地区画整理組合から土地の管理引継 6.4ha を開園
昭和 42 年 8 月	建設省告示第 2423 号により、都市計画変更
昭和 42 年 5 月	綾瀬土地区画整理組合から土地の管理引継
昭和 44 年 7 月	土地区画整理組合法第 105 条第 3 項の規定により東京都に管理引継された土地 7.4ha を帰属
昭和 50 年 5 月	下谷土地区画整理組合から土地の管理引継
昭和 51 年 7 月	下谷中土地 1.1ha の所有権を東京都に帰属
昭和 56 年 3 月	足立区の運動施設として水泳場を設置
昭和 61 年 5 月	東京都第二次長期計画にて都立武道館建設の決定
昭和 61 年	東綾瀬公園基本計画の策定
平成 2 年 2 月	都立武道館開設
平成 3 年 4 月	温水プール（区営）開設
平成 6 年 6 月	522 m ² を追加開園

■マネジメントプラン策定履歴

平成16年8月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成18年12月	東綾瀬公園マネジメントプラン策定
平成22年3月	東綾瀬公園マネジメントプラン改定
平成27年3月	パークマネジメントマスタープラン改定 東綾瀬公園マネジメントプラン改定
令和4年3月	東綾瀬公園マネジメントプラン改定
令和6年3月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和8年3月	東綾瀬公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
年間総計（人）	2,834,084	2,853,722	2,454,405	2,330,349	2,475,402

2)月別利用者数の推移

6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別利用者 （人）	296,343	236,485	271,672	199,167	188,446	186,525
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	250,227	257,184	234,833	242,800	220,771	249,631

3)有料施設の利用状況

(件)

施設名	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
野球場	2,431	2,114	1,909	1,445	1,317
テニスコート	4,132	3,756	1,892	3,114	2,088

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ペットマナーアップ活動	10月19日、12月1日	135
	2	季節の装飾展示(端午の節句、七夕、ハロウィン、クリスマス、正月)	4月~7月、9月、10月、12月、1月	2,200
都民協働	1	地域の多様な団体と連携した取り組み	9月10日	6
	2	花壇作り	通年	1250
	3	スクールパートナー(綾瀬福祉園)	通年	167
	4	園内清掃(わんわんサポーター)	通年	395
	5	足立区・自治会都の活動	5月30日、10月25日	600
	6	公園サポーター	6月3日、12月8日	3
自主事業	1	ガーデニングデスク	通年	130
	2	遊びキャラバン	4月、5月、6月、8月、11月、12月、3月	170
	3	自然観察会	7月25日	32
	4	臨時売店	12月~3月	100
	5	オータムフェスタ	10月19日~11月30日	600
	6	ハーブ教室	10月5日	20
	7	防災フェスタ	2月15日	300

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
花壇ボランティア MKN 会	花壇づくり	10
ハーブボランティア かおりの小径	W 地区ハーブ花壇の管理・運営	17
わんわんサポーター綾瀬	園内清掃、マナー教室開催	15
あやせ福祉園	花壇みずやり、石拾い	20

■関連する行政計画等

- ・2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 5 年 6 月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
（本公園の位置付け：避難場所、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地）
- ・足立区地域防災計画（令和 7 年修正）